

静岡市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 中間処理施設 排出事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及び処理業者が設置する産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
- (4) 最終処分場 排出事業者が設置する政令第7条第14号に掲げる施設及び処理業者が設置する産業廃棄物の埋立処分を行う施設をいう。

3 中間処理施設

(1) 共通基準

ア 囲い等の管理

- ① 施設の周囲に設置した囲い及び門扉が破損したときは、速やかに補修すること。
- ② 出入口は、作業終了後、作業員の不在時等には閉鎖し、確実に施錠すること。

イ 表示等の管理

- ① 中間処理施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくこと。
- ② 表示事項に変更を生じた場合は、速やかに書換え等の必要な措置を講ずること。
- ③ 立札その他の設備が破損したときは、速やかに補修すること。

ウ 搬入道路の管理

- ① 搬入道路の交通安全には、常に留意すること。
- ② 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めること。
- ③ 搬入道路は、必要に応じて補修すること。

エ 消火設備の管理

- ① 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検・整備を行うこと。
- ② 管理事務所、焼却施設等の特定の場所を除いて、火気の使用を禁止すること。

オ 搬入時の確認

- ① 搬入される産業廃棄物に係る排出事業者、品目等について、常に契約書、マニフェスト等により確認し、これらが不明の場合は、受け入れないこと。
- ② 中間処理できる品目以外の産業廃棄物が混入されないよう排出事業者及び収集・運搬業者との連絡を密にし、管理体制を確立しておくこと。
- ③ 県外から搬入される産業廃棄物については、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する

る条例（平成21年静岡市条例第6号）に基づく事前協議内容と相違のないことを確認すること。

カ 放流水の検査

- ① 施設からの排水（雨水及び生活雑排水を除く。以下同じ。）を公共用水域に放流する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の6第8号に定める水質検査を次により実施すること。
 - (ア) 放流水の水質が別表1に定める基準に適合するように維持管理すること。
 - (イ) 水質検査の回数は、年間の変動に配慮して、年1回以上行うこと。
- ② 水質検査の結果に異常があるときは、直ちに作業を中止し、市長に報告するとともに、原因調査その他の必要な措置を講ずること。

キ 事故の防止

事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施すること。

ク 雨水等の流入防止等

- ① 施設内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずるとともに、施設内の産業廃棄物が雨水等と接触して汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。
- ② 施設からの排水は、地下浸透による排出をしないこと。

ケ 管理事務所

- ① 事務所内の見やすい場所に、処理工程図を掲示すること。
- ② 施設の維持管理に係る措置の記録、帳簿、マニフェスト等を常に備え置いて、適切に保存すること。

コ 協定の遵守

地域の組織等との間に生活環境の保全に関する協定を締結したときは、これを遵守して維持管理すること。

サ アからコまでに掲げる事項のほか、必要な基準は、省令第12条の6各号に定めるところによること。

(2) 個別基準

ア 焼却施設

- ① 火災の発生を防止するため、施設及び設備について耐熱性又は難燃性を考慮した材料を使用するとともに、産業廃棄物の引火性及び易燃性を考慮した配置を行うこと。
- ② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第5項（ガス化燃焼方式のものにあつては省令第12条の2第6項）に定める基準によること。

イ 廃油の油水分離施設

- ① アの①の例によること。
- ② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第7項に定める基準によること。

ウ 廃酸又は廃アルカリの中和施設

- ① 中和処理により発生した汚泥等は、処理に支障を来さないよう定期的に清掃すること。

② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第8項に定める基準によること。

エ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

① アの①の例によること。

② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第11項に定める基準によること。

オ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

① 高温熱分解方式の施設にあつては、アの①の例によるほか、省令第12条の7第13項第2号に定める基準によること。

② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第12項第1号及び第3号に定める基準によること。

カ 破碎施設

① 騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定施設に該当する場合は、必要に応じてこれらの法令に基づく基準以下とするための適切な騒音・振動対策を講ずること。

② ①に掲げる事項のほか、省令第12条の7第9項に定める基準によること。

キ 汚泥の脱水施設、乾燥施設及び天日乾燥施設、有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設、ポリ塩化ビフェニル汚染物の分解施設並びにポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

省令第12条の7第2項、第3項、第4項、第10項、第12項、第14項、第15項、第16項又は第17項に定める基準によること。

4 最終処分場

最終処分場の維持管理に関する基準は、別に定める基準によること。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (3の(1)のカ関係)

放流水の水質検査項目及び排水基準

検査項目	排水基準	検査項目	排水基準
(1)カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ	(15)化学的酸素要求量	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
(2)シアン化合物	1.0 mg/ℓ	(16)浮遊物質	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
(3)有機燐化合物	1.0 mg/ℓ	(17)ノルマルヘキサン抽出物 質(鉱物油)	5.0 mg/ℓ
(4)鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ	(18)ノルマルヘキサン抽出物 質(動植物油)	30.0 mg/ℓ
(5)六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ	(19)フェノール類	5.0 mg/ℓ
(6)砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ	(20)銅	3.0 mg/ℓ
(7)水銀及びアルキル水銀 其 他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ	(21)亜鉛	2.0 mg/ℓ
(8)アルキル水銀化合物	検出されないこと	(22)溶解性鉄	10.0 mg/ℓ
(9)PCB	0.003 mg/ℓ	(23)溶解性マンガン	10.0 mg/ℓ
(10)トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	(24)クロム	2.0 mg/ℓ
(11)テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	(25)フッ素及びその化合物	8.0 mg/ℓ
(12)1,1,1-トリクロロエタン	3.0 mg/ℓ	(26)大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
(13)水素イオン濃度	5.8~8.6	(27)窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)
(14)生物化学的酸素要求量	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)	(28)燐含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)

- 注 1 分析方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)その他市長が適当と認める方法によること。
- 2 検査機関は、公的機関又は計量法(平成4年法律第51号)の登録を受けた環境計量証明事業所とすること。
- 3 (7)の項目が不検出の場合は、(8)の項目を省略することができる。
- 4 (13)の項目は、海域の場合は、「5.0~9.0」とする。
- 5 (15)の項目は、放流水を海域又は湖沼に排出する場合に限り、行うこと。
- 6 (25)の項目は、海域の場合は、「15.0」とする。